

第3章 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定

本制度が施行された昭和26年1月から令和6年度末までに164件の不服の裁定事件が係属し、163件が終結している。これを関係法律別にみると、採石法関係が最も多くなっている（表2-3-1、付録5参照）。

令和6年度に係属した不服の裁定事件は、6年度に新たに受け付けた1件であり、翌年度に繰り越された（表2-3-2）。

表2-3-1 関係法律別不服の裁定事件処理状況

（令和7年3月31日現在）

（単位：件）

関係法律	処分区分 認 容	棄 却	却 下	取下げ	他	計
鉱 業 法	1	12	4	14	0	31
採 石 法	5	18	2	28	0	53
森 林 法	0	1	4	3	0	8
農 地 法	0	1	2	0	1	4
海 岸 法	0	1	0	2	0	3
自 然 公 園 法	0	5	0	4	0	9
河 川 法	0	1	1	0	0	2
砂 利 採 取 法	6	15	5	17	0	43
都 市 計 画 法	0	7	0	1	0	8
そ の 他	0	0	2	0	0	2
計	12	61	20	69	1	163

（注）1 集計対象期間は、昭和26年1月31日～令和7年3月31日である。

2 関係法律が重複する場合は、主な関係法律に区分した。

3 鉱業法の認容の1件は、一部認容・一部却下のものである。

4 採石法の棄却のうち3件は、一部棄却・一部却下のものである。

5 自然公園法の棄却のうち1件は、一部棄却・一部却下のものである。

6 都市計画法の棄却のうち2件は、一部棄却・一部却下のものである。

7 森林法の棄却の1件は、一部棄却・一部却下のものである。

8 処分区分の他の1件は、送付である。

表 2-3-2 令和6年度に係属した不服の裁定事件一覧

事件番号	事 件 名	申 請 人 (参加申立人)	処 分 庁	申 請 (参加申立) 受付年月日	処理状況
令和6年 (フ) 第1号	香川県小豆郡土庄町小部 地内の岩石採取計画不認 可処分に対する取消裁定 申請事件	香川県業者 1社	香川県 知事	令和 6.10.9	係属中

第1節 令和6年度に係属した不服の裁定事件

令和6年度に係属した不服の裁定事件は、次のとおりである。

1 香川県小豆郡土庄町小部地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件

(公調委令和6年(フ)第1号事件)

(1) 原処分の概要

香川県知事(以下「処分庁」という。)は、申請人からなされた香川県小豆郡土庄町小部地内における採石法第33条に基づく岩石採取計画認可申請に対し、採石法施行規則第8条の15第2項第7号に規定する「岩石採取場で岩石の採取を行うことについて申請者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面」及び同項第8号に規定する「岩石の採取に係る行為に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面」を添付していないことを理由に、令和6年7月12日付けで、同岩石採取計画を認可しないとの処分(以下「本件不認可処分」という。)を行った。

(2) 申請の概要

申請人は、処分庁の行った本件不認可処分は違法であるとして、令和6年10月9日付けで同処分の取消を求めて裁定を申請した。

(3) 手続等の概要

裁定委員会は、令和6年10月29日、裁定申請書の副本を処分庁に送達し、審理手続を開始した。

本件手続の経過は、次のとおりである。

令和6年10月9日 裁定申請受付

10月29日 審理手続開始